

宮津市公報

平成21年11月2日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務室発行

目次

規 則

- 16 宮津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則 1

告 示

- 133 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施 1
134 宮津市地域子育て支援拠点事業実施要綱 2
135 宮津市母子家庭高等技能訓練促進給付金支給要綱の一部を改正する要綱 3
136 宮津市竹資源等木質バイオマスエネルギー利活用調査委員会設置要綱 4
137 宮津市下水道排水設備指定工事業者の異動 5
138 宮津市まちづくり補助金交付要綱の一部を改正する要綱 5

公 告

- 34 市有土地・建物売払の一般競争入札 5
35 宮津市職員採用試験第1次試験の合格者 7

水 道 企 業

《告 示》

- 20 宮津市指定給水装置工事業者の変更 7

教 育 委 員 会

《告 示》

- 21 宮津市教育委員会定例会の招集 8

選 挙 管 理 委 員 会

《告 示》

- 31 京都海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧 8

農 業 委 員 会

《告 示》

- 10 宮津市農業委員会総会の招集 8

規 則

宮津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年10月19日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第16号

宮津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市国民健康保険条例施行規則（平成6年規則第19号）の一部を次のように改正する。

第25条を第26条とし、第21条から第24条までを1条ずつ繰り下げ、第20条の次に次の1条を加える。
（高額介護合算療養費の支給申請）

第21条 省令第27条の26の規定による高額介護合算療養費の支給を受けようとするときは、国民健康保険高額介護合算療養費支給申請書を提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮津市告示第133号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

平成21年10月2日

宮津市長 井上正嗣

- 1 予防接種の種類 インフルエンザ
- 2 予防接種の対象者の範囲
 - (1) 接種日において65歳以上の者
 - (2) 接種日において60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっている者
 - (3) 予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーショックを呈したことが明らかな者
 - (4) インフルエンザの予防接種で、接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
 - (5) 医師が予防接種を行うことが不適当な状態にあると判断した者
- 4 接種回数 1回
- 5 自己負担金 1,000円。ただし、生活保護世帯に属する者は免除することができる。
- 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所	接種医師の氏名	予防接種を行う場所
石井 靖隆	日置診療所	山根 行雄	山根医院
	府中診療所	渡辺 太郎	栗田診療所
今出 陽一朗	今出クリニック	伊藤 邦彦	伊藤内科医院
宇野 雅史	宇野医院	岩破 淳郎	いわさく診療所
岡所 明良	岡所・泌尿器科医院	岩破 康二	岩破医院
辻 俊三	宮津武田病院	大森 斎	大森内科診療所
中川 長雄	中川医院	衣川 磐	衣川整形外科医院
中川 嘉洋	中川内科小児科クリニック	木村 進	木村内科クリニック
今井 敏雄 浪江 和生	浪江医院	須川 典亮	須川医院
		徳山 石夫	徳山医院
西原 寛	西原医院	鳥居 剛	鳥居クリニック
堀川 義治	宮津市由良診療所	日置 潤也	日置医院

林 信昌	養老診療所	山添 一郎	やまぞえこどもクリニック
宮地 高弘	宮地外科医院	今中 俊爾	伊根診療所
宮地 道弘			

7 予防接種を行う期間 平成21年10月19日から平成21年12月18日まで

* * *

宮津市告示第134号

宮津市地域子育て支援拠点事業実施要綱を次のように定める。

平成21年10月19日

宮津市長 井上正嗣

宮津市地域子育て支援拠点事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、乳児又は幼児及びその保護者(以下「保護者等」という。)が相互に交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う地域子育て支援拠点事業(以下「事業」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 保護者等の交流の場の提供及び交流の促進
- (2) 子育て等に関する相談及び援助
- (3) 地域の子育て関連情報の提供
- (4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
- (5) その他市長が必要と認めるもの

2 事業の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ひろば型事業(常設のひろばを開設し、保護者等が気楽に集い、相互に交流を図る場を提供する事業をいう。以下同じ。)
- (2) センター型事業(子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として、地域の子育て支援に関する情報の収集及び提供に努め、及び地域に出向いて支援活動を展開する事業をいう。以下同じ。)

(事業の名称及び実施場所)

第3条 ひろば型事業の名称は、「げんきっこ広場」とし、宮津市島崎児童館内において実施する。

2 センター型事業の名称は、「宮津市子育て支援センター」とし、亀ヶ丘保育園内において実施する。

(開設時間等)

第4条 ひろば型事業の開設時間及び開設日は、次のとおりとする。

- (1) 開設時間 開設日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後3時まで
- (2) 開設日 月曜日、水曜日及び金曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日(以下単に「休日」という。)を除く。)

2 センター型事業の開設時間及び開設日は、次のとおりとする。

- (1) 開設時間 開設日の午前9時から午後4時まで(土曜日は、午前9時から午後2時まで)
- (2) 開設日 月曜日から土曜日まで(休日を除く。)

(利用対象者)

第5条 事業を利用できる者は、本市に住所を有する保護者等とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(事業の委託)

第6条 市長は、センター型事業の運営を社会福祉法人城東福祉会に委託するものとする。

(利用者負担)

第7条 事業の利用に要する費用は、無料とする。ただし、材料費等の実費は、事業を利用した者の負担とする。

(関係機関との連携)

第8条 事業の実施に当たっては、福祉、保健、教育、医療等の関係機関、子育て支援団体等と連携を図り、効果的かつ積極的に実施するよう努めるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
(宮津市子育て支援センター事業実施要綱の廃止)
- 2 宮津市子育て支援センター事業実施要綱(平成14年宮津市告示第18号)は、廃止する。

* * *

宮津市告示第135号

宮津市母子家庭高等技能訓練促進給付金支給要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成21年10月20日

宮津市長 井上正嗣

宮津市母子家庭高等技能訓練促進給付金支給要綱の一部を改正する要綱

宮津市母子家庭高等技能訓練促進給付金支給要綱の一部を改正する要綱(平成19年告示第30号)の一部を次のように改正する。

第10条中「支給申請書等」を「申請書等」に改め、同条を第12条とする。

第9条を第11条とする。

第8条中「支給申請書」を「申請書」に改め、同条を第10条とする。

第7条の見出しを「(支給申請)」に改め、同条第1項を次のように改める。

給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、宮津市母子家庭高等技能訓練促進給付金支給申請書(以下「申請書」という。)を、修業給付金にあっては修業期間の2分の1に相当する期間(その期間が18月を超えるときは、修業期間から18月を減じた期間)を経過した日以後に、修了一時金にあっては修了日以後に、市長に提出しなければならない。

第7条第2項第2号中「6月」を「7月」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 第6条第1項第1号及び第7条第1項第1号に掲げる者(以下「申請者」という。)にあっては、申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者の市町村民税に係る納税証明書その他これらの号に掲げる者に該当することを証明する書類

第7条第2項に次の1号を加え、同条を第9条とする。

(4) 養成機関の長が発行する在籍を証明する書類又は養成訓練を修了したことを証明する書類

第6条を第8条とする。

第5条を削る。

第4条中「給付金」を「修業給付金」に、「修了前3分の1」を「2分の1に相当する期間を経過した日以後の残り2分の1」に、「12月」を「18月」に改め、同条を第5条とし、同条の次に次の2条を加える。

(修業給付金の支給額等)

第6条 修業給付金の支給額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 修業給付金の支給を申請する月の属する年度(4月から7月までに支給の申請をする場合は、前年度)分の市町村民税非課税世帯に属する者 月額141,000円
- (2) 前号に掲げる者以外の者 月額70,500円

2 修業給付金は、修業給付金の支給の申請があった日の属する月以後の各月において支給するものとする。

(修了一時金の支給額等)

第7条 修了一時金の支給額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 養成訓練の修了した日(以下「修了日」という)の属する年度(修了日の属する月が4月から7月までの場合は、前年度)分の市町村民税非課税世帯に属する者 50,000円
- (2) 前号に掲げる者以外の者 25,000円

2 修了一時金は、養成訓練の修了後に支給する。

第3条を第4条とし、第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(給付金の種類)

第2条 給付金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 高等技能訓練修業給付金(以下「修業給付金」という。)
- (2) 高等技能訓練修了一時金(以下「修了一時金」という。)

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(高等技能訓練修業給付金に関する特例)

2 平成21年6月5日において現に養成機関において修業している者又は同日から平成24年3月31日

までに養成機関において修業を開始した者の第5条及び第9条第1項の規定の適用については、第5条中「修業期間の2分の1に相当する期間を経過した日以後の残り2分の1に相当する期間とし、18月を上限」とあるのは「平成21年6月5日以後の修業期間の全期間」とし、第9条第1項中「修業期間の2分の1に相当する期間（その期間が18月を超えるときは、修業期間から18月を減じた期間）を経過した日」とあるのは「修業を開始した日」とする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第136号

宮津市竹資源等木質バイオマスエネルギー利活用調査委員会設置要綱を次のように定める。

平成21年10月21日

宮津市長 井上正嗣

宮津市竹資源等木質バイオマスエネルギー利活用調査委員会設置要綱

(設置)

第1条 宮津市に賦存する竹資源等の木質バイオマスのエネルギー化及び当該エネルギーの利用方法（以下「エネルギー化等」という。）について調査するため、宮津市竹資源等木質バイオマスエネルギー利活用調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び研究を行う。

- (1) 未活用の竹資源等の木質バイオマスの賦存量及び確保に関すること。
- (2) 竹資源等の木質バイオマスのエネルギー化等に関すること。
- (3) 竹資源等の木質バイオマスのエネルギー化等に係る事業の採算性に関すること。
- (4) 竹資源等の木質バイオマスのエネルギー化等を具現化するための事業化計画並びに推進体制に関すること。
- (5) その他委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から平成22年2月26日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(顧問及びアドバイザー)

第5条 委員会に、必要に応じて顧問又はアドバイザー（以下「顧問等」という。）を置くことができる。

2 顧問等は、市長が委嘱する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 顧問等は、会議に出席して意見を述べることができる。

3 委員長が必要と認めるときは、委員及び顧問等以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画環境室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第137号

宮津市下水道排水設備指定工事業者から異動届を受理したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則（平成9年規則第3号）第16条の規定により告示する。

平成21年10月21日

宮津市長 井上正嗣

指定番号 宮下水道指定第108号

- (1) 名称 株式会社ミシマ
- (2) 代表者 (変更前) 代表取締役 三嶋庸博
(変更後) 代表取締役 三嶋章智

* * *

宮津市告示第138号

宮津市まちづくり補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成21年10月22日

宮津市長 井上正嗣

宮津市まちづくり補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市まちづくり補助金交付要綱（平成20年告示第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。
第3条ただし書中「40万円」を「15万円」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の第2条第1項及び第3条の規定は、平成21年8月1日から適用する。

公 告

宮津市公告第34号

市有土地・建物売払について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）第104条の規定により公告する。

平成21年10月5日

宮津市長 井上正嗣

1 入札に付する事項

(1) 売払物件

物件番号	財産名称	所在地	種類	面積	予定価格 (最低売却価格)
1	柳縄手	宮津市字柳縄手325番11	宅地	281.19㎡	20,499,000円
2	馬場先 -	宮津市字宮村小字馬場先1300番1	宅地	276.58㎡	14,781,000円
7	鶴賀 -	宮津市字鶴賀2079番3	宅地	162.79㎡	10,647,000円
8	鶴賀 -	宮津市字鶴賀2079番6	宅地	130.56㎡	9,074,000円
12	惣	宮津市字惣小字左惣鼻427番3 他2筆	宅地	194.95㎡	5,865,000円
			建物	延べ床 (33.84㎡)	
13	東波路	宮津市字波路小字ランバ102番46	宅地	196.44㎡	7,269,000円
15	喜多	宮津市字喜多小字禮場1291番3	宅地	133.86㎡	4,145,000円
			建物	延べ床 (85.18㎡)	
16	須津商業地	宮津市字須津2665番19	宅地	236.90㎡	9,619,000円

(2) 売却に関する条件

ア 売払物件は現状有姿で、登記簿の面積（未登記の建物は市において記載した面積）によるものとし、実測面積と違いが生じても、売買代金の精算は行わない。

入札後において、数量の増減又はかしの発見による売買代金の変更、損害賠償の請求又は契

約の解除の申出はできないものであること。

イ 物件番号12及び15の建物（15は未登記）は、築後年数を経過しており、摩耗・老朽化しているため、現状のままでの使用は困難と判断される。

ウ 用途指定 物件番号1、2、7、8、12、13及び15は無。ただし、落札者がその落札した物件を公序良俗に反する用途に供する恐れがあると認められるときは、契約を締結しない場合がある。物件番号16は有。商業目的での活用に限る。

エ 物件に係る法的規制、現況その他必要な事項は、各自で調査すること。

2 入札の参加申込み

入札に参加しようとする者は、次により参加申し込みをする。

(1) 受付期間

持参の場合：平成21年10月7日(水)から平成21年10月23日(金)までの毎日午前9時から午後5時まで（土・日・祝日を除く。）。ただし、10月23日(金)は、午前10時まで

郵送の場合：平成21年10月7日(水)から平成21年10月21日(水)まで

(2) 受付場所 宮津市財務室管財契約係

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書

イ 誓約書

ウ 郵送による申込みの場合は、配達証明で郵送すること（受付期間内に宮津市財務室管財契約係必要着）。なお、申込書の記載不備や提出書類が具備されていないものは、受付ができないものであること。

3 売払物件の現地案内

平成21年10月7日(水)から平成21年10月21日(水)までの間（午前9時から午後5時まで）、物件所在地において、物件の概要説明を随時行うので、希望日の前日（土・日・祝日を除く。）までに申込みすること。

申込先：宮津市財務室管財契約係 電話0772 - 22 - 2121 内線214

4 入札の日時及び場所

(1) 日時 平成21年10月23日(金) 午前10時30分開始 物件番号順に行う。

受付を午前9時から午前10時までにすること。

(2) 場所 宮津市役所 本館南棟1階 第2会議室

なお、代理人により入札をしようとするときは、委任状の提出が必要であること。

5 入札保証金

(1) 入札保証金の額は、入札金の100分の5以上の額（円未満切上げ）とする。

(2) 入札保証金は、落札者を除き、入札終了後速やかに返還する。

(3) 落札者が本契約を締結しないとき（落札後、本公告7に該当する者であることが判明し、その入札が無効となったときを含む。）は、地方自治法第234条第4項の規定により、入札保証金は宮津市に帰属し、返還しないものであること。

(4) 入札保証金には、利子は付与しない。

6 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者の入札、又は委任状を提出していない代理人の入札

(2) 指定の時刻までに提出しなかった入札

(3) 所定の入札書によらない入札

(4) 入札保証金を預けていない者の入札

(5) 入札金額が入札保証金の20倍を超える入札

(6) 予定価格を下回る額の入札

(7) 入札者又はその代理人の記名押印がない入札

(8) 委任状に押印した代理人使用印と異なる印鑑を押印した代理人の入札

(9) 入札金額、入札者又はその代理人の氏名、その他主要部分が識別し難い入札

(10) 入札金額を訂正した入札

(11) 入札者又は代理人が同一物件について1人で2枚以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした場合のその全部の入札

(12) 入札に関し、不正の利益を得るために連合その他の不正な行為をした者の入札

(13) 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札

- (14) 平成21年度第1回市有等土地・建物売払入札要綱に違反した入札
- 7 入札に参加する者に必要な資格
次の各号のいずれにも該当すること。
- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者
(2) 地方自治法第238条の3に定められた公有財産に関する事務に従事しない者
- 8 落札者の決定
予定価格以上で、最高の価格で入札をした者を落札者とする。
- 9 契約の締結
(1) 落札者は、落札の決定の日の翌日から7日以内に契約を締結すること。
(2) 売買代金の支払日については、納入通知日から14日以内とする。
(3) 落札者は、契約保証金として契約金額の100分の5に相当する額（円未満切上げ）を本契約の締結と同時に宮津市に納付すること。
(4) 契約保証金は、売買代金の完納時に返還するものであること（売買代金の一部に充当することができる）。
(5) 契約不履行を理由に宮津市が契約を解除した場合は、契約保証金は宮津市に帰属し、返還しないものであること。
(6) 契約保証金には、利子は付与しないものであること。
- 10 権利義務譲渡の禁止
落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、落札物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することが出来ない。
- 11 その他
入札及び契約に関して必要な事項は、地方自治法、同法施行令、宮津市財務規則及び平成21年度第1回市有等土地・建物売払入札要綱に定めるところによる。
- 12 入札に関する問合せ先・郵送先
〒626 - 8501 宮津市字柳縄手345番地の1
宮津市財務室管財契約係
電話0772 - 22 - 2121 内線214

* * *

宮津市公告第35号

平成22年度宮津市職員採用候補者名簿登載試験第1次試験に合格した者の受験番号及び第2次試験の実施要領は、次のとおりである。

平成21年11月2日

宮津市長 井上正嗣

第1次試験に合格した者の受験番号

A1001	A1002	A1005	A1006	A1007
A1013	A1014	A1015	A1017	A1020
A1023	A1024	A1025	A1026	A1028
B2005	D4001	D4005	E5001	E5002
E5003				

第2次試験の実施要領

1 個別面接

(1) 日時 平成21年11月18日（水）午前9時～

(2) 場所 宮津市字柳縄手345番地の1
宮津市役所

2 身体検査

健康診断書により行います。

水道企業

《告 示》

宮津市水道告示第20号

宮津市指定給水装置工事事業者から変更届を受理したので、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程（平成10年水管規程第2号）第10条の規定により告示する。

平成21年10月21日

宮津市水道事業
宮津市長 井上正嗣

指定番号 宮水道指定S08106号

(1) 名称 株式会社ミシマ

(2) 代表者 (変更前) 代表取締役 三嶋庸博

(変更後) 代表取締役 三嶋章智

教育委員会

〈告示〉

宮津市教育委員会告示第21号

平成21年第13回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成21年10月19日

宮津市教育委員会
委員長 上羽堅一

1 日時 平成21年10月27日（火）午後1時30分

2 場所 宮津市役所 第6会議室

選挙管理委員会

〈告示〉

宮津市選挙管理委員会告示第31号

平成21年9月1日現在で調整した京都海区漁業調整委員会委員選挙人名簿を、次のとおり縦覧に供する。

平成21年10月16日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾美智子

1 縦覧の期間 平成21年10月20日から11月3日まで

2 縦覧の場所 宮津市字柳縄手345番地の1

（宮津市役所内）

宮津市選挙管理委員会事務局

農業委員会

〈告示〉

宮津市農業委員会告示第10号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成21年10月5日

宮津市農業委員会
会長 森川耕一郎

1 日時 平成21年10月13日（火）午前9時30分

2 場所 宮津市役所 第5会議室

3 議題

議第24号 農地法第4条の許可申請に係る意見について

議第25号 農地法第5条の許可申請に係る意見について

議第26号 非農地証明について